

# 松本歯科大学

令和4年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 松本歯科大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目標は、建学の理念のもとに、学則に簡潔な文章で具体的かつ明確に規定している。大学の個性・特色は、全人的教育を掲げ、その方針として「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」をプロフェッショナル教育の柱としていることにある。加えて、総合歯科医学研究所を基礎とする大学院歯学独立研究科を設置し、先端的・学際的分野を対象とした特色ある教育・研究体制を構築している。大学の使命・目的及び教育目標は、ホームページ、学生募集要項及び大学案内に掲載することで周知している。また、中長期的な計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、歯学部歯学科及び大学院歯学独立研究科の基本組織のほか、附属病院、総合歯科医学研究所及び学習支援委員会を置くなど、教育研究組織の構成との整合性を図っている。

#### 「基準2. 学生」について

建学の理念に基づく教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、これに沿って入学者を受入れている。入学定員及び収容定員に対する在籍学生数比率の状況は概ね適切である。学修及び学生生活に関することは、学年主任及び補佐が学生の出席状況などをもとに個別指導を実施している。オフィスアワーを全ての授業科目で設定し、学修支援や授業支援に役立てている。また、TA(Teaching Assistant)制度の活用により、学部学生の学修支援及び授業支援の充実に努めている。校地、校舎は、設置基準を充足し、図書館、附属病院、実験・実習施設及び体育施設等必要な施設・設備を適切に整備するとともに、利便性と安全性にも配慮している。学修支援・学修環境に関する学生の意見・要望は、授業評価アンケート及び学生生活に関する満足度調査により把握し、それらを分析し、検討結果を学修支援の改善に役立てている。

#### 「基準3. 教育課程」について

学部・研究科ともに教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定め、教職員及び学生に周知するとともに、ホームページを通じ外部にも公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、厳正に適用している。学部・研究科ともに教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確に定め、カリキュラムマップを作成して周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保している。教養教育については、教養、倫理観を持つ人間性豊かな医療従事者を育成する

科目を開設している。三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価する仕組みを構築し、適切に運用している。特に、CBT・OSCE(Objective Structured Clinical Examination)の結果や歯科医師国家試験合格率などから学修効果を点検・評価する方法を確立し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

#### 「基準4. 教員・職員」について

学長は、大学全体を統括する学事評議会及び学部を統括する学務委員会の議長となるなど、適切なリーダーシップを発揮できる体制を構築している。教学マネジメントを所掌する学事室に職員を適切に配置し、その役割を明確化している。大学設置基準及び大学院設置基準に定める専任教員数を満たし、教育目標及び教育課程に即した教員を配置している。「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を組織し、FD(Faculty Development)研修会・ワークショップ等により教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実践している。SD(Staff Development)に関することは、「スタッフ・ディベロップメント委員会」を組織し、SD活動の企画、立案及び実施に関することを審議している。研究倫理に関することは、学術研究倫理指針等を定め厳正に運用している。学内研究費は、個人研究費、講座研究費、大学院研究費、「科研費リトライ奨励研究費」などを適切に配分している。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

使命・目的の実現のため、理事会及び評議員会を適時開催するとともに、日常の業務について審議し意思決定する常務理事会を原則として毎月開催するなど、継続的努力を行っている。監事は理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産及び理事の業務執行状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。中長期的な計画に基づく事業計画及び財務計画を策定することで適切な財務運営を行っている。会計処理は、学校法人会計基準及び学校法人松本歯科大学経理規程に基づき適切に実施している。監査は、監事による監事監査、監査法人による外部監査及び内部監査から成り、監査法人による監査は年間計画を策定し計画的に実施している。監事と監査法人は、相互に意見交換と情報の整理・精査を行うなど、連携体制を整備している。

#### 「基準6. 内部質保証」について

大学機関別認証評価及び自主的・自律的な自己点検・評価活動並びに中長期的な計画及び事業計画の策定とこれらを総括する事業報告書の作成を通じて内部質保証を行うことを方針とする「内部質保証に関する全学的な方針」を定めている。松本歯科大学自己点検・評価規程に基づき自己点検・評価委員会を設置するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制を確立している。内部質保証のための自己点検・評価は、大学機関別認証評価を含め、概ね3年ごとの周期性をもってエビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有している。IR(Institutional Research)に関することは、自己点検・評価委員会がその中心的な役割・機能を担い、必要な調査・データの収集と分析を行っている。全学的な方針に基づく内部質保証のための仕組みを構築している。

総じて、大学は建学の理念のもとに、大学の立地及び環境を生かしつつ、きめ細かい教育を実践している。また、「内部質保証に関する全学的な方針」に基づき、内部質保証のための学部、学科、研究科等及び大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、大学運営及び教育の改善・向上に努めている。

今後、内部質保証のための PDCA サイクルの機能性をより一層高めることで、大学運営及び教育の更なる改善・向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 姉妹校を中心とした国際交流

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

建学の理念は、創立者により佐久間象山、福沢諭吉の学訓をもとに掲げたもので、「大学の教育と研究と運営の精神の源泉」として位置付け現在に受継いでいる。

大学の使命・目的及び教育目標は、建学の理念のもとに、学則に簡潔な文章で具体的かつ明確に規定している。大学の個性・特色は、全人的教育を掲げ、その方針として「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」をプロフェッショナル教育の柱としていることにある。加えて、総合歯科医学研究所を基礎とする大学院歯学独立研究科を設置し、先端的・学際的分野を対象とした特色ある教育・研究体制を構築している。大学の使命・目的及び教育目標は、大学機関別認証評価及び自主的・自立的な自己点検・評価活動並びに中長期的な計画及び事業計画の策定とこれらを総括する事業報告書の作成を通じて点検・評価を行い、社会情勢などに対応し、必要に応じて見直しを行うこととしている。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目標は、学則に規定し、職員のイントラネット等に掲載することで役員及び教職員の理解と支持を得ている。学内外への周知は、ホームページ、学生募集要項及び大学案内に掲載するほか、学生に対しては、オリエンテーションや授業を通じて分かりやすく説明するなど、理解促進にも努めている。加えて、英文のホームページや中国語及び韓国語による大学案内に掲載することで海外にも周知している。大学の使命・目的及び教育目標は、中長期的な計画及び三つのポリシーに反映し、歯学部歯学科及び大学院歯学独立研究科の基本組織のほか、附属病院、総合歯科医学研究所及び学習支援委員会を置くなど、教育研究組織の構成との整合性を図っている。

## 基準 2. 学生

### 【評価】

基準 2 を満たしている。

## 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 〈理由〉

建学の理念に基づく教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生募集要項に掲載し公表している。また、一日体験入学、高校連絡懇談会等で、受験生、保護者、高校教員に周知している。

入学者選抜において、多様な区分の入学試験を実施し、アドミッション・ポリシーに沿って、学力考査、小論文、面接及び調査書等の資料をもとに総合的に合否判定を行っている。

る。また、入学者選抜試験委員会を組織し、教員が入試問題を作成し、「入学試験出題採点実施委員」と「入学試験面接実施委員」により、選抜を公正、公平かつ円滑に実施している。入学定員及び収容定員に対する在籍学生数比率の状況は概ね適切である。

## 2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

学部での学務委員会、カリキュラム委員会、臨床実習運営委員会を教員と職員により構成し、学修支援の方針・計画・実施体制を協議のもと運営し、学修支援及び授業支援の充実に努めている。休学者、退学者及び留年者への対策として、学年主任及び補佐が学生の出席状況や「Weekly Test」の結果などを閲覧し、学生の状況を把握し個別指導するとともに、前期の定期試験後には成績不振者を対象に、保護者を交えた三者面談を実施している。

障がいのある学生に対しては、「松本歯科大学障がい学生学修支援規程」「松本歯科大学障がいのある学生への学修支援に関する基本方針」に基づき、学生個々の状況に応じた適切な支援を行っている。

オフィスアワーを全ての授業科目で設定し、学修支援や授業支援に役立てている。また、TA 制度の活用により、学部学生の学修支援及び授業支援の充実に努めている。

## 2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

### 〈理由〉

学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、初年次教育で「入門歯科医学」「入門歯科医学実習」で多様な歯科医師像を描くことができるよう配慮している。また、専門基礎及び臨床教育において、歯科医師として社会的・職業的に自立できる力を育む教育課程を編成している。就職や大学院進学を含めた進路の指導・助言は学年主任や補佐が担当し、三者面談時には学生・保護者に対して進路指導を含めた学修生活全般の相談を実施している。

研究科では、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に適應できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した「境界型研究者」又は歯科医療職業人を養成している。また、平成 19(2007)年度から高度臨床実習科目を設定し、主指導教員を中心に認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導を行っている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学部では、学事室が学生サービスと生活、住居、健康面及び課外活動全般にわたる厚生補導を担い、学生部長、学年主任・補佐等が学生の相談に応じている。学生生活に関する諸問題は、学年会議、学務委員会を経て教授会で協議し、適切に指導・支援している。留学生に対するサポートは、職員 2 人と教員が協力して担っている。

研究科では、教育環境改善委員会が学生サービス及び厚生補導を学事室と協働して担当し、留学生に対するサポートは学事室の大学院担当が担っている。

学生の心身に関する健康相談、生活相談として学生相談室を設け、学生部長を相談室長として運営し、各事例に対応している。経済的な支援として、貸与型及び給付型の奨学金制度を設けているほか、学資負担者が死亡、被災した場合などに備えた支援策として「歯学部学生共済制度」を設けている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

校地、校舎は、設置基準を満たし、適切に運営・管理し、機能的に配置している。また、主な教室、ロビー、ラウンジには無線 LAN を整備しており、学生が自由に学内インターネットを利用できる環境を整備している。

キャンパス内に学生寮として大教室・チューター室・コンビニを備えた「CAMPUS INN」を設置し、親元を離れて生活する学生に快適な生活の場を提供している。

教育目標の達成のために必要な図書館、附属病院、実験・実習施設、体育施設等を適切に整備し、充実した実習設備・分析機器・診療機器を導入し、最新の教育・研究テーマに対応した環境を整備している。

校舎や附属施設は順次耐震補強工事を実施しており、建物にはスロープ、身障者用トイレ等を設置するなどバリアフリー対応を行っている。また、授業を行う学生数は講義・演習・実習科目に応じて適切に管理している。



## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

学部では、学修支援・学修環境に関する学生の意見・要望は、授業評価アンケート及び学生生活に関する満足度調査により把握し、それらを分析し、検討結果を学修支援の改善に役立てている。また、学事室職員や学年主任・補佐、学生相談員が個別に学生の意見・要望をくみ上げて学務委員会で審議し、検討結果を学修支援の改善に役立てている。

研究科では、授業、研究指導及び教育環境等のアンケートを実施し、学生生活の充実度の測定や学生の窓口となる学事室に対する要望等の把握・分析とフィードバックを行っている。

学生の心身に関する健康相談は学生相談室と保健室が担い、また、経済的支援として各種特待生制度を整備している。これらの学生生活に関する学生の意見・要望の分析・検討結果を学生生活の改善に活用している。

## 基準 3. 教育課程

### 【評価】

基準 3 を満たしている。

## 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 〈理由〉

学部・研究科ともに教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定め、教職員及び学生に対し、年度初めの学年ごとのオリエンテーションにおいて周知するとともに、ホームページを通じ外部にも公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基

準を策定し、「進級・卒業の手引き」や図表などを用いて学内外に周知するとともに、厳正に適用している。

試験結果、単位認定、進級及び卒業・修了認定などにおいて、学生からの異議申立てがあった場合に対応する仕組みを構築している。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

学部・研究科ともに教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確に定め、カリキュラムマップを作成して周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、授業科目の詳細をシラバスに記載し、教職員、学生、保護者に周知している。1年次には人文科学系、社会科学系、自然科学系の教養教育を行い、教養、倫理観を持つ人間性豊かな医療従事者育成を目指している。

学部では、「Post Test」「Weekly Test」の導入、アクティブ・ラーニング形式授業のオープンセミナーを実施し、学生と教員の相互理解、学生の勉学へのモチベーションの向上、自主的な学修態度の育成に役立てている。研究科では、教育課程編成方針に沿った研究指導体制として、1人の主指導教員及び2人以上の副指導教員から構成される複数指導教員制を採用し、効果的な指導体制の確立に努めている。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

学部では、三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価する仕組みを構築し、適切に運用している。特に、CBT・OSCEの結果や歯科医師国家試験合格率などから学修効果を点検・評価する方法が確立しており、その内容は各教員が共有するとともに学生にもフ

ードバックしている。

学生の授業評価アンケート結果は学務委員会・教授会で報告後に公表し、科目責任者に「授業改善計画書」の作成・提出を義務付けて問題改善に役立てるとともに、その内容は学生にもフィードバックしている。

研究科では、教育研究に関する改善に関しては研究科カリキュラム委員会及び研究科運営委員会において検討後に研究科委員会で審議し、改善を行っている。特に「研究経過報告書」は精査し、研究の遅延や指導体制に問題がある場合は注意喚起を行っている。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学長の職務等については、寄附行為施行細則で定めるとともに、大学全体を統括する学事評議会及び学部を統括する学務委員会の議長を担当することにより、大学の意思決定及び教学マネジメントの立案・決定を行い、適切なリーダーシップを発揮できる体制を構築している。

事務組織及び事務分掌規程に基づき、事務局学事室に教学マネジメントを所掌する職員を適切に配置し、その役割を明確化している。教学関連の委員会等に参画するなど、教職協働の体制をとっている。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準に定める専任教員数を満たしており、教育目標及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。教員の採用方針は松本歯科大学教育職員任用規程に示し、公募制を基本とし、学長が設置した選考委員会の審査に基づき、教授会の議を経て理事会で決定している。

FD 委員会を組織し、全教職員を対象とする年に数回の FD 研修会・ワークショップ等により教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実践しており、大学専門教育に携わる教職員の資質向上に努めている。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 〈理由〉

SD に関することは、スタッフ・ディベロップメント委員会を組織し、SD 活動の企画、立案及び実施に関することを審議している。研修は理事長、学長を含む全学職員対象の SD を毎年実施し、欠席者に対しても研修会コンテンツを視聴できる環境を整えている。事務医療系所属長が集まる連絡会では、毎回 SD を実施し、内容については所属長から所属職員に周知している。関係官庁などの主催する学外における研修への参加も積極的に奨励するなど、職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

###### 〈理由〉

学部の各講座に研究室を割当て、研究に必要な設備を備えている。総合歯科医学研究所及び共用研究施設として「ハイテクセンター」を置き、電子顕微鏡や動物実験施設などを備え適切に運営・管理している。

研究倫理に関することは、学術研究倫理指針及び研究倫理諸規則に基づき、各種委員会を設置し厳正に運用している。年 1 回実施するコンプライアンス研修会の受講を公的研究費執行の条件とし、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施することで公的研究費の適正管理に努めている。

学内研究費は、個人研究費、講座研究費、大学院研究費、「科研費リトライ奨励研究費」

などを各種規則に基づいて適切に配分している。外部資金の獲得では、「科研費リトライ奨励研究費」を設け競争的外部資金の獲得に努めている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

### 〈理由〉

法人の経営に関することは、寄附行為、寄附行為細則及び各種倫理及び公益通報に関する規則を定めるとともに、私立学校法及び学校教育法施行規則で定める情報を適切に公表するなど、規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現のため、理事会及び評議員会を適時開催するとともに、日常の業務について審議し意思決定する常務理事会を原則として毎月開催するなど、継続的努力を行っている。

危機管理に関するマニュアルは未整備であるものの、環境保全、人権、安全への配慮は、関連する諸規則を制定して体制を整備している。

### 〈参考意見〉

○危機管理に関するマニュアルの整備が望まれる。

### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

### 〈理由〉

寄附行為に基づく最高意思決定機関として理事会を設置し、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定を行う体制を整備している。理事長を補佐する常務理事を 4 人置き、理事長の命を受けて学務、財務、総務、渉外の業務を分掌している。

定例開催の理事会以外に、常務理事会を毎月開催しており、理事会から付託又は委任さ

れた事項、理事会の決定した基本方針の執行及び法人の日常業務等について機動的に審議している。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人の管理運営に関する重要事項は、常務理事会で原案の検討と策定を行い、理事会を議決機関、評議員会を諮問機関として審議し、決定している。理事長は理事会及び常務理事会を主宰し、法人の管理運営に関する考え方や方針などを明確にしてリーダーシップを発揮している。学長が1号理事となるほか、事務局長が理事となることで、教学部門が円滑に機能するよう法人との連携を図るとともに、相互チェックが適切に機能している。

監事は理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

### 5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事会にて中長期計画が承認され、事業計画及び財務計画を策定し、適切な財務運営を行っている。また、学生生徒等納付金の改定による収入減少に対し、全ての経費を大幅に削減するなど収支バランスの改善に努め、財政基盤の確立に向け計画的に取り組んでいる。外部資金の導入として、私立大学等経常費補助金を最大限に獲得するため、学内各部署の補助金担当者が連携し、補助金額の維持及び増加に努めている。資金運用規程に基づき適切な資産運用を行っている。

### 5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき適切に実施している。会計処理上の疑問及び判断が難しいものに関しては、監事、監査法人、税理士などに質問・相談し、適時対応し適正に会計処理を実施している。

毎年度、予算編成方針を策定した上で事業計画に基づき予算を編成し、経理室におけるヒアリング、理事長、財務担当理事との調整を経て予算原案を策定している。予算額と決算額のかい離については、補正予算を編成して対応している。

監査は、監事による監事監査、監査法人による外部監査及び内部監査から成り、監査法人による監査は年間計画を策定し計画的に実施している。監事と監査法人は、相互に意見交換と情報の整理・精査を行い監査機能を果たしており、連携により監査体制を整備し厳正に実施している。

## 基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学機関別認証評価及び自主的・自律的な自己点検・評価活動並びに中長期的な計画及び事業計画の策定とこれらを総括する事業報告書の作成を通じて内部質保証を行うことを方針とする「内部質保証に関する全学的な方針」を定めている。

松本歯科大学自己点検・評価規程に基づき自己点検・評価委員会を設置するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。加えて、当該委員会の委員長である学長のもとに、点検・評価項目ごとの責任者を置くことによりその責任体制を確立している。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価は、大学機関別認証評価を含め、概ね3年ごとの周期性をもってエビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。加えて、毎年度、大学機関別認証評価の基準項目に関連する「エビデンス集（データ編）」を作成し、適時、必要に応じた点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果は、報告書としてまとめられ、職員イントラネットを通じて学内で共有するとともに、ホームページに掲載することで社会に公表している。

IRに関することは、「エビデンス集（データ編）」を活用した調査・データの収集と分析を行っており、自己点検・評価委員会がその中心的な役割・機能を担っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する全学的な方針」に基づき、内部質保証のための学部、学科、研究科等及び大学全体のPDCAサイクルの仕組みを構築し、大学運営及び教育の改善・向上に努めている。加えて、平成27(2015)年度に受けた大学機関別認証評価の結果を踏まえ、中長期的な計画及びこれに基づく毎年度の事業計画の策定に反映させるなど、大学運営及び教育の改善・向上に努めている。

今後、内部質保証のためのPDCAサイクルの機能性をより一層高めることで、大学運営及び教育の更なる改善・向上に期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 研究活動

A-1. 世界水準の研究活動の推進

A-1-① 国際雑誌への論文発表

A-1-② 国際共同研究

A-2. 科学研究費助成事業

A-2-① 科学研究費助成事業申請件数および交付金額

A-2-② 科学研究費助成事業サポート制度

【概評】



国際雑誌への論文発表状況から、世界水準の研究活動において国際競争力向上の成果が認められ、高いインパクトファクターを有する「Nature Metabolism」「Nature Communications」「Proceeding National Academic Science USA」などの国際雑誌に論文が掲載されるとともに、他の国際雑誌掲載論文での平均被引用数も上昇している。

国際共同研究では、大学で作出した変異マウスを海外の機関に譲渡し共同研究を行うとともに、「国際共同研究加速基金」を活用した共同研究も進行していることは特筆すべき点である。

将来計画として、学内の研究活性化のため、研究プロジェクト推進委員会が全学的な研究テーマを検討して公募を行うとともに、競争的学内研究費を新設して、公募と審査により研究費を配分する制度を作る予定があり、今後の研究の活性化と成果に期待したい。

近年、科学研究費獲得額及び採択件数が減少する傾向にあるため、科学研究費助成事業サポート体制として、採択促進のため、前回科学研究費助成事業に応募して不採択であった研究者のうち上位30%の評価を得た者に対して、次年度の採択を支援するための「科研費リトライ奨励研究費」を支給している。

将来計画として、若手研究者の科学研究費採択件数の増加を目指して、研究環境の整備を推進するとともに、応募の奨励とサポートを目的とした申請書の書き方セミナー開催などの実施体制作りを予定しており、今後の成果に期待したい。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 姉妹校を中心とした国際交流

松本歯科大学は1985年、米国 インディアナ大学口腔医学院との姉妹校締結を皮切りに、1986年中国 河北医学院（現河北医科大学）、1992年ロシア ハバロフスク医科大学（現国立極東総合医科大学）、2010年サウジアラビア イマーム大学と姉妹校関係を締結し、教職員および学生間の交流を行ってきた。

1984年からは中国河北省の歯科医師を受入れ1～2年間の臨床研修を行い、これまでにのべ70名以上が研鑽し現在では中国歯科医療界の最前線で活躍している。

2015年には河北医科大学と新たな国際交流関係を展開し、毎年本学第5学年の学生が河北医科大学口腔医院にて臨床実習を行っている。2017年からは河北医科大学第5学年の学生が本学の病院で臨床研修を行うなど、相互訪問による交流が展開されている。2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症のため双方の派遣を中止し、オンラインを利用した臨床実習を行った。

